

【お知らせ】

入札に参加される皆様へ

総合評価落札方式に係る入札では、調査基準価格に満たない価格で入札した者に対し、施工体制確認（調査業務にあつては履行確実性）に関する資料提出の意向確認を行い、提出しない旨の申し出があつた場合、当該者の入札を無効とし、無効以外の不利益を講ずることはありませんでした。

しかし、公共事業の入札及び契約の適正化を図る観点から、今後は資料の提出を求めることとします。

これまでと違い提出していただくことが入札条件となりますので、万一、資料の提出を拒否したり、提出期限までに提出がなかつた場合は、入札条件に違反したとみなし、指名停止措置の対象とする場合がありますのでご注意ください。

入札案件ごとに入札説明書等をよく確認して、入札に参加されますようお願いいたします。

担当：経理課 専門官（契約適正化）
電話：018-836-2084